

# 登録研究会 運営規則

平成 24 年 12 月 4 日 制定

平成 26 年 2 月 13 日 改定

平成 27 年 4 月 28 日 改定

平成 29 年 2 月 20 日 改定

令和元年 10 月 29 日 改定

一般社団法人大阪府中小企業診断協会

この運営規則は、一般社団法人大阪府中小企業診断協会（以下「本会」という）に所属する登録研究会（以下「研究会」という）の運営について定める。研究会および会員サポート委員会はこの運営規則の定めるところにより活動しなければならない。研究会がこの規則から逸脱した活動を続けた場合は、会員サポート委員会は、支援の中止、解散勧告等を行う場合がある。

## 第 1 条（目的）

研究会は、本会会員の自主・自立的な活動で、経営支援（コンサルティング）に関する理論及び実証的研究等を行うことにより協会会員の学識、経験、技法の深化に資することを目的とする。

## 第 2 条（活動）

研究会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ①研究会の定期的な開催
- ②研究成果(成果物)の発表
- ③研究会の目的を達成するために必要と認められる事業、調査等

事業、調査等の実施とは、研究会が一般社団法人中小企業診断協会、各都道府県の中小企業診断協会、行政、公共機関、民間団体、企業、出版社等から依頼を受け、あるいは自ら企画して本会の会員以外を対象として、セミナーや出講、論文執筆、調査や研究等を行うことを言う。

## 第 3 条（所管）

研究会の所管は会員サポート委員会（以下、「委員会」という）とする。

2. 委員会委員長（以下、「委員長」という）は、委員に担当する研究会を割り当て、活動状況の把握や必要な調整、連絡、意見聴取等を行わせる。

#### 第4条（研究会の構成員）

研究会の構成員は、本会の正会員、準会員または賛助会員（個人）の8名以上とする。

2. 研究会の代表は正会員であり、会員の半数以上は正会員でなければならない。
3. 代表者は、他の研究会の代表を兼務できない。
4. 代表者は、毎年5月末日までにその年度の「登録研究会構成員名簿」（様式3）を事務局に提出する。

#### 第5条（新規登録）

研究会を新規に登録する場合は、「登録研究会新規登録申請書」（様式1）と「登録研究会構成員名簿」（様式3）を事務局経由、委員長、理事長に提出する。その際、次の事項に留意する。

- ①研究テーマが現在の他の研究会のテーマと重複していないこと
  - ②研究会の構成員は、第4条に準ずる
  - ③但し第4条の規定にもかかわらず登録後3年までは、本会の正会員4人でもこれを認める
2. 「研究会申請書」を受理した委員長は、速やかに委員会においてこの規定に基づき登録の可否を審査する。必要なら、申請者から説明を聞くことができる。
  3. 委員長は、委員会の審査結果を理事会に提出し審議を受け、その審議結果を申請者に「登録研究会登録・変更申請審査結果通知書」（様式8）によって通知する。  
なお、申請を却下する場合は、その理由を添付すること。

#### 第6条（研究会の日常運営）

研究会の活動の過程で生じた諸問題は、研究会の責任において自主的に処理し解決する。

2. 研究会は年6回以上開催する。研究会開催後2週間以内には、「登録研究会開催報告書」（様式4）に必要事項を記載して事務局に提出する。
3. 当該研究会の会員は、全ての研究会活動において「中小企業診断士倫理規程」を遵守し、本会の会員として批判を受けるような言動をしてはならない。

#### 第6条－1（研究会の事業、調査等の実施）

研究会が本会の名称にて第2条③の事業、調査等を行う場合は、事前に「登録研究会事業・調査等実施届出書」（様式5－1）を作成の上、事務局経由委員長宛に提出し、委員長より理事会に報告する。

2. 前項により当該研究会は、その活動において「一般社団法人大阪府中小企業診断協会登録 ○ ○研究会」の名称を使用できる。

3. 本事業、調査等で知り得た秘密を他に漏らす、あるいは他の目的へ利用をしてはならない。

## 第6条-2(研究会の内容変更)

研究会の研究内容が、新規登録に際し提出した「登録研究会新規登録申請書」(様式1)の記載内容と著しい変更を生じた時は、研究会の代表者は「登録研究会変更届」(様式6)を事務局経由、委員長に提出しなければならない。委員長は、必要と認めた場合、委員会の審査及び理事会の審議を行い理事長の決裁を得る。

2. 委員長は、内容変更を却下する場合がある。

## 第7条(活動の支援)

本会与委員長は、研究会に次の支援を行う。

- ①会議室利用規則に基づき、本会所管の会議室を研究会の使用に供する
- ②会員募集の手段として、メールニュースの活用を認める
- ③活動成果発表の場として、本会の会報「中小企業診断士」、本部発行の会報「企業診断ニュース」、同友館発行の「企業診断」誌等への掲載を推薦または斡旋することがある
- ④研究会で執筆した論文と研究活動に対して、第9条に定める表彰を行う

## 第8条 削除

### 第9条(表彰)

研究論文の審査申請及び審査、表彰は下記による。

- (1) 本会は当該年度に研究会から提出された「研究論文」を審査し、優れた論文を表彰し奨励金を支給する。審査手続きと奨励金額は別途定める。
- (2) 論文の形式は、A4用紙に1行40字、30行にて図表等を含んで20枚以上80枚以内とする。申請に当たっては、「審査依頼書」(様式11)、論文本文、3枚以内の論文要約文を事務局に提出する。提出期限は毎年1月31日までとする。
- (3) 論文および論文要約文は、原則として会員への公開を前提とする。
- (4) 下記の論文は審査対象としない。
  - ①過去に本審査に提出されたもの
  - ②一般社団法人中小企業診断協会等の中小企業支援機関で表彰されたもの
  - ③登録研究会運営規則に反したと認められた研究会からの申請

2. 活動成果の審査申請と審査、表彰は下記による。

- (1) 本会は当該年度に研究会から提出された「研究活動の実績」を審査し、優れた活動を表彰し

奨励金を支給する。

(2) 申請に当たっては、「登録研究会活動成果報告書審査依頼書」(様式12及び同別紙)を事務局に提出する。その他、審査手続き等は論文審査に準ずる。

3. 表彰は当該年度の関連予算の範囲内とし、総会時に実施する。

## 第10条 削除

## 第11条 (研究会の解散、登録取消)

次の各号に該当する事由が生じた場合、代表者は研究会を解散しなければならない。また委員会が解散を命ずる場合もある。

①研究会設立当初に目的とした研究を終了した場合

②会員の構成が第4条及び第5条第1項③を満たさなくなった場合

③第6条、第6条-1、第6条-2に違反した場合

④研究会の例会への参加者が著しく減少し、研究の続行が困難となった場合

2. 研究会を解散する場合、当該研究会の代表者は速やかに「登録研究会解散届」(様式2)を事務局経由、委員長に提出する。提出によって解散したものと見なす。

3. 委員長は、理事会の審議と理事長の承認を得て、次の各号のいずれかに該当する研究会の登録を取り消すことができる。但し、理事会に上程する前に、当該研究会の代表者に抗弁の機会を与えなければならない。

①第1項各号のいずれかに該当すると認められる研究会が解散しないとき

②研究会の開催回数が年6回に達しないとき

③「登録研究会開催報告書」(様式4)が当該年度に全く提出されないとき

④研究会の運営がこの規則の目的・主旨に反すると認められるとき

⑤本会の名誉を著しく傷つけると認められる行為があったとき

## 第12条

本運営規則に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、理事会において審議し理事長が決裁する。

## 改定履歴

### (改定1)

この規則は平成26年2月13日に下記の改定を行い、当日から施行する。

- ・第6条 第2項 に「2週間以内」を追加した。

**(改定2)**

この規則は平成27年4月28日に担当委員会の名称変更にもない改定を行い、当日から施行する。

**(改定3)**

この規則は平成29年2月20日に下記の改定を行い、当日から施行する。

- ・府協会を本会に変更
- ・社団法人中小企業診断協会を一般社団法人中小企業診断協会に変更
- ・規則・規程名の変更
- ・研修室を会議室に変更
- ・様式10を様式12に変更

**(改定4)**

この規則は令和元年10月29日に下記の改訂を行い、当日から施行する。

- ・第9条1項より「、及び同一内容のデジタル原稿」を削除した。
- ・第9条1項に「(3) 論文および論文要約文は、原則として会員への公開を前提とする。」を追加した。

以上